

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月9日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「第3条の6第1項」を「第4条第1項」に、「防災再開発の方針」を「防災街区整備方針」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム

第2条に次の4号を加える。

(8) 京都市景観計画

(9) 京都市歴史的風致維持向上計画

(10) 「歩くまち・京都」総合交通戦略

(11) 京都市MICE戦略

第3条の見出しを「(集客施設)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第2条第5号ケに規定する別に定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

第5条各号列記以外の部分中「第7条第1項」を「第7条」に改め、「の各号」を削り、同条第5号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第6条の見出し中「公示」を「周知」に改め、同条中「第7条第3項」を「第8条第3項」に、「公示」を「周知」に、「おける掲示その他の適当な方法によって」を「標識（第2号様式）を掲示するとともに、同様式に記載すべき事項（標識を設置した年月日を除く。）を記載した書面を同項の規定により周知する対象となる者に配布することにより」に改める。

第7条中「第7条第4項」を「第8条第6項」に改め、「報告書は、」を削り、「(第2号様式)」を「の様式は、第3号様式」に改める。

第15条を第19条とする。

第14条中「第20条第1号」を「第25条第1号」に改め、同条を第18条とする。

第13条を削り、第12条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(小規模な開発事業に関する特例)

第17条 条例第23条第1項の規定による公示は、開発事業に係る区域の土地内の見やすい場所に標識（第7号様式）を掲示することにより行うものとする。

2 条例第23条第1項第2号に規定する別に定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校

(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(3) 病院

(4) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域内に存する集客施設

(5) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域内に存する工場又は作業場

3 条例第23条第3項に規定する書類は、同条第1項又は第2項の規定による説明の求めがなかった場合を除き、説明状況報告書（第8号様式）とする。

第11条を第15条とする。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とする。

第8条中「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「第3号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(開発構想の著しい変更)

第12条 条例第13条第2項第1号に規定する別に定める著しい変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新築等に係る建築物（条例第 23 条第 1 項第 1 号に規定する新築等に係る建築物をいう。以下同じ。）の変更後の床面積の合計が、変更前の床面積の合計に 1.5 を乗じて得た面積を超える変更
- (2) 新築等に係る建築物のうち集客施設の用途に供する部分の変更後の床面積の合計が、変更前の床面積の合計に 1.5 を乗じて得た面積を超える変更
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、変更の程度が著しいと市長が認める変更第 7 条の次に次の 3 条を加える。

（意見書の記載事項）

第 8 条 条例第 9 条第 1 項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番
- (3) 開発事業者の氏名（法人にあつては、名称）
- (4) 開発構想に関する意見

（再説明要求書）

第 9 条 条例第 11 条第 1 項に規定する再説明要求書の様式は、第 4 号様式とする。

（再説明状況報告書）

第 10 条 条例第 12 条第 3 項に規定する再説明状況報告書の様式は、第 5 号様式とする。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

第 4 号様式中「第 13 条関係」を「第 17 条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第 19 条第 2 項」を「第 23 条第 3 項」に、

「

開 発 事 業 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー
開発構想の概要を公示 した方法	

を

」

「

開 発 事 業 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

に

」

改め、同様式注 1 中「周辺の」を削り、同様式を第 8 号様式とする。

第 3 号様式中「第 8 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第 1 0 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改め、同様式を第 6 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第5号様式（第10条関係）

再 説 明 状 況 報 告 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例第12条第3項の規定により報告します。	
開 発 事 業 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー
更なる説明の概要	説明の方法
	日 時
	場 所
	出 席 者
	更なる説明を求められた事項
	更なる説明の内容
	上記の説明に対する希望者の意見の内容その他再説明時の状況

注1 「希望者」とは、更なる説明を希望した者をいいます。

2 希望者に配布した資料があるときは、当該資料を添付してください。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式 (第6条関係)

開発構想に関する説明会の概要				
説明会の開催日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで			
説明会の開催場所				
土 地	地名地番	京都市 区		
	土地の面積	平方メートル		
開発構 想の概 要	主な用途		工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 開発行為
	階 数	地上 階 地下 階	建築物の高さ	約 メートル
	建 ぺ い 率	約 パーセント	容 積 率	約 パーセント
		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
	建 築 面 積	約 平方メートル	約 平方メートル	約 平方メートル
	延 べ 面 積	約 平方メートル	約 平方メートル	約 平方メートル
	用途ごとの おおよその 面積			
開発事 業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)			
電話 -				
代理者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)			
電話 -				
標識設置年月日	年 月 日			
この標識は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例に基づき設置したものです。				

90
センチメートル以上

90センチメートル以上

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課)